

[トップページ](#) > [区政](#) > [広報](#) > [プレスリリース](#) > [平成27年プレスリリース](#) > [平成27年3月プレスリリース](#) > 平成27年3月3日 議会提案で「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」制定～神田川・日本橋川の再生・活用を推進する理念を示す～

更新日：2015年3月4日

平成27年3月3日 議会提案で「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」制定～神田川・日本橋川の再生・活用を推進する理念を示す～

このページは、上記日付によるプレスリリース（報道機関への情報提供）を掲載したものです。現在の事業等をお知らせする内容とは限りませんので、ご注意ください。

平成27年3月3日、千代田区議会（嶋崎秀彦議長）は、商工観光施策特別委員会（高山はじめ委員長）の提案による「水辺を魅力ある都市空間に再生する条例」を可決しました。

この条例は、千代田区の都市構造を形づくる川（神田川・日本橋川）の利活用を生活者の視点から見直し、水辺空間を潤い、憩い、賑わい、交流の空間として再生することにより、将来に向かって都市の魅力向上に寄与することを目的に制定されました。

この目的達成に向け、「水辺空間を総合的に推進するように努める」区の責務を定めたほか、区民にもこれに寄与し区の施策に協力するよう努めると規定しました。また、沿川地権者等にも、条例の目的達成に向け必要な措置を講じ、区の施策に協力するよう努力義務を定めました。さらに、川には様々な管理主体、関係機関があることから、区長はそれらと連携・協力を要請するものとなりました。



委員会での検討の経緯

千代田区議会商工観光施策特別委員会では、かつて、江戸城に通じる川として発展してきた神田川・日本橋川について、再考察し、その再生を推進するため、旧万世橋駅跡をリノベーションした施設「マーチエキュート神田万世橋」、防災船着場の活用や都市河川における舟運の状況、並びに河川敷地を活用して飲食店の営業を行う"かわてらす"社会実験の状況を視察しました。

これらの調査及び委員会での意見交換を踏まえ、執行機関との協力連携に基づき「理念条例」として本条例を発案し、今後の水辺再生施策の道筋を示すものとして、平成27年第1回定例会で可決・成立したものです。

議長コメント

区内に存する神田川・日本橋川の観光・産業・文化芸術・環境・防災等の利活用を推進するため、議員提案によりこの条例を制定いたしました。

今後、具体的な施策として区政に反映できるよう、執行機関と連携して取り組んでいきます。

水辺を魅力ある都市空間に再生する条例

千代田区内の川は、かつて、物資輸送の幹線として多くの船が行き交う場であった。江戸城築城のための石や材木などの資材を始め、米や炭、海産物などが関東一円から集積され、仕分けされて陸路へと引き継がれる要衝であり、川沿いの荷揚げ場に近接して問屋が建ち並び、その界隈のまちは多くの人で賑わい、盛んに文化交流が行われた。

一方、川は、洪水や高潮により生活を脅かす存在でもあった。そのため江戸期より、時代の英知は川の進路を段階的に変更し、一部を埋め立て、また、護岸をひたすら丈夫にすることで水をコントロールしてきた。

戦後に入り工業化、都市化、国際化の進展とともに物資の輸送手段が川や水路から、鉄道やトラック輸送といった陸路へと変遷し、川はその役割を譲り、もっぱら事業用廃水、生活排水のための下水路として、都市活動の裏側を受け持つこととなった。そのため、川は、生活者の意識からも希薄になり、まちを分断し、川に背を向ける街並みが形成されてきた。

しかし近年、社会の価値観の変化に伴い、人が自然と親しむ水辺空間の大切さが見直されてきた。とりわけ千代田区における川は、まちの景観を形づくる骨格であるとともに、広大なオープンスペースであり、都心自治体にとって貴重な財産である。他方、今日では下水道の整備により水質も徐々に改善され、技術の進歩による洪水対策と水辺の利用との両立も可能となって、水辺空間の活用の条件が整いつつある。

今こそ川やその水辺を観光、産業、文化・芸術、環境、防災等多様な視点から見つめなおし、区民の英知を結集して、人、物、情報等が行き交う新たな都市空間として再生を図るときである。

千代田区は、このように人々が身近に感じられる空間として水辺の再生を目指し、この条例を制定する。

目的

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の都市構造を形づくる川の利活用を都市生活者の視点から見直し、水辺空間を潤い、憩い、賑わい、交流の空間として再生することにより、将来に向かって都市の魅力向上に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 川 区内に存する神田川及び日本橋川をいう。
- (2) 水辺 川の水面及び水面に近接した岸の周辺をいう。

(3) 区民等 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人若しくは区内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(4) 沿川地権者等 水辺に面した土地、建築物若しくは構造物を所有し、又は使用する者をいう。

基本理念

第3条 歴史的文化的に形成された地域の特性を踏まえ、水辺再生と周辺まちづくりは、次の各号に掲げるところを基本理念とする。

(1) 水辺が自然の脅威である水害から地域を守るために人の英知を集め整備されてきた歴史を考慮し、都市生活の安全確保を踏まえた親水空間の再生を目指すこと。

(2) 水辺が歴史的に人、物、情報等の交流の場として機能してきた経過を踏まえ、様々な地域や関係団体との連携、協力及び交流を促す契機とすること。

(3) 都市生活者に憩いや潤いをもたらすとともに、水及び緑や歴史的文化的資産等を活かした環境及び景観の創造並びに観光及び産業の振興を図ること。

(4) 沿川地権者等自らが環境づくりに参画するとともに、水辺に近接する建築物の建築、橋その他の構造物の設置及び照明その他の工作物の設置は、水辺の魅力づくりに寄与すること。

(5) 水辺は、貴重な公共空間であることから、その利用の仕方、利用ルール及び環境維持の方策など、利用者を始めとする関係者及び関係機関の知恵を結集する場を形成すること。

区の責務

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、水辺の利活用を総合的に推進するよう努めるものとする。

区民等の責務

第5条 区民等は、この条例の目的の達成に寄与するよう自ら努めるとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

沿川地権者等の責務

第6条 沿川地権者等は、この条例の目的達成に寄与するために、必要な措置を講じるとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

河川管理者等関係機関との連携及び協力要請

第7条 千代田区長（以下「区長」という。）は、河川環境の管理、親水空間の創出、交流活動の促進等を図るため、河川管理者及び関係機関等と連携するとともに、必要な措置又は協力を要請するものとする。

委任

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

水辺を魅力ある都市空間として再生するため、新たに条例を制定する必要があります。

お問い合わせ

千代田区議会事務局（電話番号：03-5211-4294）

お問い合わせ

政策経営部広報広聴課報道担当

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号：03-5211-4172

ファクス：03-3239-8604

メールアドレス：chiyoda@city.chiyoda.tokyo.jp

千代田区役所

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 03-3264-2111（代表） 03-3264-3910（コールセンター）

法人番号 8000020131016

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

一部窓口によって、開庁時間が異なります。[（総合窓口課・出張所の窓口開庁時間）](#)

○水辺を魅力ある都市空間に再生する条例

平成27年3月5日条例第18号

水辺を魅力ある都市空間に再生する条例

千代田区内の川は、かつて、物資輸送の幹線として多くの船が行き交う場であった。江戸城築城のための石や材木などの資材を始め、米や炭、海産物などが関東一円から集積され、仕分けされて陸路へと引き継がれる要衝であり、川沿いの荷揚げ場に近接して問屋が建ち並び、その界隈のまちは多くの人で賑わい、盛んに文化交流が行われた。

一方、川は、洪水や高潮により生活を脅かす存在でもあった。そのため江戸期より、時代の英知は川の進路を段階的に変更し、一部を埋め立て、また、護岸をひたすら丈夫にすることで水をコントロールしてきた。

戦後に入り工業化、都市化、国際化の進展とともに物資の輸送手段が川や水路から、鉄道やトラック輸送といった陸路へと変遷し、川はその役割を譲り、もっぱら事業用廃水、生活排水のための下水路として、都市活動の裏側を受け持つこととなった。そのため、川は、生活者の意識からも希薄になり、まちを分断し、川に背を向ける街並みが形成されてきた。

しかし近年、社会の価値観の変化に伴い、人が自然と親しむ水辺空間の大切さが見直されてきた。とりわけ千代田区における川は、まちの景観を形づくる骨格であるとともに、広大なオープンスペースであり、都心自治体にとって貴重な財産である。他方、今日では下水道の整備により水質も徐々に改善され、技術の進歩による洪水対策と水辺の利用との両立も可能となって、水辺空間の活用条件が整いつつある。

今こそ川やその水辺を観光、産業、文化・芸術、環境、防災等多様な視点から見つめなおし、区民の英知を結集して、人、物、情報等が行き交う新たな都市空間として再生を図るときである。

千代田区は、このように人々が身近に感じられる空間として水辺の再生を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の都市構造を形づくる川の利活用を都市生活者の視点から見直し、水辺空間を潤い、憩い、賑わい、交流の空間として再生することにより、将来に向かって都市の魅力向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 川 区内に存する神田川及び日本橋川をいう。

- (2) 水辺 川の水面及び水面に近接した岸の周辺をいう。
- (3) 区民等 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人若しくは区内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 沿川地権者等 水辺に面した土地、建築物若しくは構造物を所有し、又は使用する者をいう。

(基本理念)

第3条 歴史的文化的に形成された地域の特性を踏まえ、水辺再生と周辺まちづくりは、次の各号に掲げるところを基本理念とする。

- (1) 水辺が自然の脅威である水害から地域を守るために人の英知を集め整備されてきた歴史を考慮し、都市生活の安全確保を踏まえた親水空間の再生を目指すこと。
- (2) 水辺が歴史的に人、物、情報等の交流の場として機能してきた経過を踏まえ、様々な地域や関係団体との連携、協力及び交流を促す契機とすること。
- (3) 都市生活者に憩いや潤いをもたらすとともに、水及び緑や歴史的文化的資産等を活かした環境及び景観の創造並びに観光及び産業の振興を図ること。
- (4) 沿川地権者等自らが環境づくりに参画するとともに、水辺に近接する建築物の建築、橋その他の構造物の設置及び照明その他の工作物の設置は、水辺の魅力づくりに寄与すること。
- (5) 水辺は、貴重な公共空間であることから、その利用の仕方、利用ルール及び環境維持の方策など、利用者を始めとする関係者及び関係機関の知恵を結集する場を形成すること。

(区の責務)

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、水辺の利活用を総合的に推進するよう努めるものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、この条例の目的の達成に寄与するよう自ら努めるとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(沿川地権者等の責務)

第6条 沿川地権者等は、この条例の目的達成に寄与するために、必要な措置を講じるとともに、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(河川管理者等関係機関との連携及び協力要請)

第7条 千代田区長（以下「区長」という。）は、河川環境の管理、親水空間の創出、交流活動の促進等を図るため、河川管理者及び関係機関等と連携するとともに、必要な措置又は協力を要請

するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。